

# 新市建設計画「合併まちづくりプラン」の計画変更について

平成26年 7月22日

石狩市企画経済部企画課

## 1. 新市建設計画「合併まちづくりプラン」とは

当計画は、石狩市・厚田村・浜益村が合併するとした場合を想定し、新市が目指す方向性を示した新市将来構想の実現に向け、具体的な事業計画に基づき合併によるまちづくりの指針を定め、合併後における新市の速やかな一体化に配慮するとともに、地域の特性を活かした均衡ある発展と市民福祉の向上を目指して策定（平成16年10月石狩市・厚田村・浜益村合併協議会）されました。

計画の内容は、新市のまちづくりの基本方針とその実現のための施策、公共的施設の適正配置と整備及び財政計画を中心に構成され、平成17年度から平成26年度までの10年間が計画の期間となっています。

## 2. 計画変更の背景について

東日本大震災により旧合併特例法第11条の2第1項の規定により起こすことのできる地方債（合併特例債）の発行期限が次のように延長されました。本市においては平成32年度まで発行することが可能となっており、そのためには新市建設計画の延長が必要です。

### ○東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の制定（平成23年8月）

- ・合併特例債の発行期限の延長（震災の被害を受けた合併市町村）  
「合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度」  
⇒「合併が行われた日の属する年度及びこれに続く15年度」

### ○東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成24年6月）

- ・法律名を「**東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律**」に改正
- ・合併特例債の発行期限の延長
  - ①合併市町村の場合  
「合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度」  
⇒「合併が行われた日の属する年度及びこれに続く15年度」
  - ②震災の被害を受けた合併市町村の場合  
「合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度」  
⇒「合併が行われた日の属する年度及びこれに続く20年度」

### 3. 計画の変更内容

計画の変更内容は、

- ①計画期間の延長
- ②将来推計人口の見直し
- ③財政計画の見直し

の3点とします。

計画期間の延長については、平成17年度から平成26年度までとなっている計画期間を平成32年度まで（6年）延長します。

将来推計人口の見直しは、5年毎の人口を平成7年から平成22年までは国勢調査の実績値とし、平成27年から平成42年までは国立社会保障・人口問題研究所の平成25年3月推計値とします。

財政計画の見直しについては、平成32年度までの計画に見直すものとし、合併特例債については、残り発行可能額を平成27年度から平成32年度までの間に計上するものとします。

合併特例債の活用枠（現行）：活用限度枠の約8割（約125億円）  
（見直し後）：活用限度枠（約154億円）

### 4. 計画変更のスケジュール

平成26年7月	総務常任委員会に基本方針の提示 厚田区・浜益区両地域協議会と協議 計画変更の原案を作成
8月	パブリックコメントの実施
9月	パブリックコメントの結果作成 計画変更について北海道と協議
10月	計画変更議案の決定
12月	第4回石狩市議会定例会に議案提出

# 地域自治区の設置期間延長について

平成26年 7 月22日

石狩市企画経済部企画課

## 1. 地域自治区について

本市における地域自治区（厚田区、浜益区）については、旧合併特例法第5条の5第1項の規定に基づき、地方自治法の規定の特例として設置しています。設置期間については、「石狩市、厚田郡厚田村及び浜益郡浜益村の廃置分合に伴う地域自治区及び地域自治区の区長の設置に関する協議書」第3条で合併の日から10年間（平成27年9月末まで）と定められています。

## 2. 地域自治区設置期間の延長について

地域自治区には地方自治法第202条の5第1項に規定する地域協議会が設置されています。この地域協議会における審議事項については、旧合併特例法第5条第9項を受け、「石狩市、厚田郡厚田村及び浜益郡浜益村の廃置分合に伴う地域自治区及び地域自治区の区長の設置に関する協議書」第8条に規定があり、そのうちのひとつとして「新市建設計画に関する事項」が掲げられています。

新市建設計画の期間延長に伴い、当該計画の審議機関である地域協議会の設置についても延長する必要があると考えることから、地域自治区の設置期間を平成32年度まで延長するものとします。

## 3. 「地域づくり基金」の取扱いについて

合併後の厚田村の区域及び浜益村の区域において特色のある地域づくりを図る事業の財源として両区にそれぞれ1億円の基金が設置されました。この基金を財源として、これまでさまざまな事業が実施されてきており、地域自治区の延長に際しては、当該基金の運用についても継続することとします。